

令和9年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和8年5月18日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

1. 基本的な考え方

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）は、「知と人材の集積拠点」として複雑化する社会課題に教育と研究を通じて挑み、その成果を社会に還元するという使命を有している。国立大学法人等の施設は、我が国の高等教育と学術研究の水準の向上・発展を図るための「国家的な資産」を形成するものであり、地域の貴重な「公共財」でもある。多様なステークホルダーが共創活動を行う安全・安心な拠点として地域や世界と共に発展していくことが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設の目指す方向性としては、令和8～12年度を計画期間とする「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（以下「5か年計画」という。）」（令和8年3月31日文部科学大臣決定）に基づき、多様で高度な知・人材・付加価値を生み出すため、多様な活動の相乗効果で更なる成果創出を目指し、キャンパス全体の共創拠点（イノベーション・コモンズ）の更なる推進（実装化）に取り組む。また、国立大学法人等が地域の防災拠点としての役割を果たすため、災害発生時のステークホルダーの安全確保や教育研究活動の継続のための耐災害性の強化等を推進する。

具体的には、我が国最大・最先端の「知のインフラ」である国立大学法人等の施設（ハード）を最大限有効活用し、教育研究活動（ソフト）と一体となった取組を推進することとし、戦略的リノベーション¹による老朽改善整備を更に加速化する。その際、DXの推進など将来の変化に対応できるよう工夫を行う。また、研究力強化のため研究者や学生等が創造性を発揮できる空間を整備するとともに、地域や産業界との共創活動を促進する整備に取り組む。その際、国際共同研究推進の観点から、研究インテグリティ・研究セキュリティの確保に留意する。さらに、バリアフリーの観点を含むダイバーシティを支える環境の確保やカーボンニュートラルに向けた取組等を推進する。

なお、附属病院、附属学校、大学共同利用機関、国立高等専門学校等の施設については、5か年計画の考え方に加えて、それぞれのミッションや機能強化の方向性を踏まえつつ整備を推進する。

施設マネジメントの方向性として、各国立大学法人等をめぐる社会経済情勢の変容や各国立大学法人等のミッションや経営戦略等を踏まえ、施設の老朽改善整備を加速化させると同時に施設総量の見通しを立てることが重要である。このため、学長等の

¹ 耐災害性と安全性を確保しつつ教育研究機能を高度化し、長寿命化と可変性を実現する大規模改修

リーダーシップにより全学的な体制を強化したうえで中長期的な施設整備計画の再構築を行い、保有施設のアロケーションの最適化²を進める。また、経年 100 年程度の施設の使用を目指す長寿命化ライフサイクルへの転換・定着を進め、施設整備に係るトータルコストの縮減等を図りつつ、財源の多様化を一層推進する。

加えて令和 7 年 6 月に決定された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）³」（令和 8 年 6 月改定予定）を踏まえ、引き続き国立大学法人等の施設整備に係る PFI 事業及び公共施設等運営事業を推進する。

令和 9 年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

（１）安全・安心の確保

- 経年 45 年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための耐災害性の強化（老朽改善）等を推進
- 法定耐用年数の 2 倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進
- 近年の異常気象における熱中症対策として防災拠点ともなり得る附属学校の体育館等への空調整備を推進

（２）機能強化等への対応

- 耐災害性の強化（老朽改善）等に併せて実施する、キャンパスのイノベーション・コモンス化に資する整備を推進
 - ・ 学修者を中心にとらえた人材育成の活性化、研究力の強化のため、多様な学生・研究者や異なる研究分野の共創活動を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
 - ・ 産学連携の場となるインキュベーション施設の拡大や大学発スタートアップ創出基盤強化、キャンパスの社会実験場としての活用など、地域や産業界との共創活動を促進する施設整備
 - ・ これらの整備に際し、地域や世界と国立大学法人等との共創活動による成果を社会に還元することで、社会課題解決や政府において検討が進む「日

² 施設を経営資源の一つと捉え、目的の達成に向けて、費用面等の制約を考慮しつつ、施設の規模、配置及び活用方法等の最適な組み合わせを検討・実施すること。

³ PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）（令和 7 年 6 月 4 日民間資金等活用事業推進会議決定）

3. PPP/PFI アクションプラン推進の目標

（２）重点分野と目標

ii）各重点分野における取組

⑦大学施設

令和 8 年度までに 5 件の具体化を目標とする。さらに、従来型の PPP/PFI 事業も含め、令和 13 年度までに 40 件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。＜文部科学省＞

- ・ 収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等の取組を支援する。また、更なる取組事例等の周知等、積極的な取組を進める。（令和 4 年度開始、令和 6 年度強化）＜文部科学省＞
- ・ 施設整備補助の交付に際し令和 4 年度より原則として PFI の実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や着実な事業開始に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。（令和 4 年度開始、令和 6 年度強化）＜文部科学省＞

本成長戦略」の各戦略分野等の成長につなげ、国立大学法人等が地域や世界と共に発展していくという視点にも留意

- 附属病院施設については、「大学病院改革ガイドライン（令和6年3月文部科学省決定）」に基づき各大学病院が策定している大学病院改革プラン等を踏まえた教育・研究・診療に貢献する計画的な整備を推進

（３）カーボンニュートラルに向けた取組

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新增改築、老朽化した施設の改修により ZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

また、「国立大学法人等改革基本方針」（令和7年11月文部科学省決定）⁴をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月閣議決定）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月閣議決定）、今後策定される予定の「日本成長戦略」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する⁵。

併せて、「PPP/PFI 推進アクションプラン」等を踏まえ、一定規模を超える新築・改築事業については、PFI による整備を原則とするほか、新たな官民連携による整備手法を推進する。

2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方にに基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- （１）要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- （２）病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、（１）を踏まえた上で、各大学附属病院の

⁴ 国立大学についても、18 歳人口が減少する中において日本人学部学生の規模の縮小は避けられず、現在の学部の規模や組織の在り方についても、知・人への投資の好循環を生み出すに当たっての大学等への期待や社会の大きな変化、及び自らのミッションや機能強化の方向性に沿って見直しを図っていくことが不可欠であるとしている。一方、国立大学法人等には、総体として地域社会を先導する人材の育成と地域産業の振興というミッションを果たすことが期待されており、高等教育機関が不足する地域に立地する国立大学については、他の高等教育機関の状況等を考慮して学部の規模や組織の在り方について検討を行うことが必要であるとしている。特に、地方国立大学においては、立地自治体や産業界等も巻き込んだうえで地域構想推進プラットフォーム（地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体）において中心的な役割を果たすとともに、それに対する支援を充実していくことが望まれるとしている。

⁵ 附属学校については「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議決定）等にも留意すること。また、「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和5年3月17日付け事務連絡）を踏まえ、必要な施設の整備についても検討すること。

特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。

- (3) PFI 事業については、(1)に加えて、「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」及び「PFI 事業評価基準」に基づき、PFI に係る事項について評価する。

3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和9年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方」、予算編成段階においては「令和9年度予算案における国立大学法人等施設整備事業の選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記2. に従い検討会が実施する令和9年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。

令和9年度概算要求事業 評価方法

カテゴリー：（１）安全・基盤事業、（２）機能強化事業、（３）共創環境強化事業
個別評価項目：１．安全安心な教育環境基盤の整備、２．機能強化等への対応、
３．カーボンニュートラルに向けた取組、４．施設マネジメント
全体評価項目：１．多様な財源による整備状況、２．適正な事業執行、
３．施設に係る法令等の遵守

				(1) 安全・基盤事業	(2) 機能強化事業	(3) 共創環境強化事業
対象事業				○施設の改修事業のうち、大幅なレイアウトの変更を伴わないなど、施設・設備の耐災害性の強化（老朽改善）を主たる目的とした事業 ○基幹・環境整備 など	○新增築、改築事業 ○施設の改修事業のうち、耐災害性の強化（老朽改善）と併せ、教育研究の高度化、地域・産業界等との共創など大学を主体とした「活動」に伴う施設の機能強化を図るもの ○病院の再生整備	○地域・産業界との共創拠点を整備する事業
評価項目・配点						
Ⅰ 個別評価	1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備	4点	×1.5	4点	4点	
	経年状況	1点		0.5点	1点	
	2. 機能強化等への対応			4点	—	
	社会との連携強化等			0.5点	—	
	3. カーボンニュートラルに向けた取組			(外点1点)	—	
	4. 施設マネジメント（事業計画の適正性）			4点	4点	
					×1.5	
	満点の合計			13点	13点	13点
	Ⅱ 全体評価					
	以下の項目に、 1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点					
1. 多様な財源による整備状況 【○、×】						
2. 適正な事業執行 【○、×】						
3. 施設に係る法令等の遵守 【○、×】						
Ⅰ 個別評価 と Ⅱ 全体評価 の合計点						
総合評価						
[13点満点]						
S※						
11点以上						
A						
9点以上						
B						
7点以上						
C						
7点未満						
総合評価						

※ 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目（3は除く）の中にcが含まれるときは、総合評価はAとする。
※ 長寿命化促進事業については、上記枠組みとは別に、評価は別途実施。

「Ⅰ 個別評価」の考え方

1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備[4点+加点※1]

a評価
(4点)

b評価
(2点)

c評価
(0点)

〔評価の視点〕 耐震性能、経年状況※1、事故歴等による（新增築の評価は4と連動）

※1 建築後(大規模改修を実施している場合は大規模改修後)45年以上で加点
(安全・基盤事業及び共創環境強化事業:1点、機能強化事業:0.5点)

注 評価の対象とはしないが、組織全体の性能維持改修への取組状況を確認する。

2. 機能強化等への対応 [4点+加点※2]

a評価
(4点)

b+評価
(3点)

b評価
(2点)

c評価
(0点)

①必要性・緊急性等〔a, b, c (3段階評価)〕

②社会等との関係※2〔a, b, c (3段階評価)〕

※2 施設整備により社会との連携強化や社会課題
の解決が見込まれる場合加点(機能強化事業:0.5点)

〔評価の視点〕 → 後掲(3頁以降)

全てa

aとb

全てb

左記以外
(cを有
する)

3. カーボンニュートラルに向けた取組〔(外数1点)〕

a評価
(1点)

—
(0点)

カーボンニュートラルに先導的に取り組んでいると評価される法人について、『ZEB』、Nearly ZEBで求められている省エネ・創エネ基準の達成が見込まれる新增築、改築及び改修事業を実施しようとする場合に、評価の外数として1点を加点する。

〔評価の視点〕

○ カーボンニュートラルの実現に向けた全学的方針

○ カーボンニュートラルの実現に向けたロードマップ

○ キャンパス内における施設のZEB化計画

○ カーボンニュートラルの実現に向けた自己財源等の投入計画

○ カーボンニュートラルの取組による地域社会への貢献状況・波及効果の検証

〔留意事項等〕

○ カーボンニュートラルの実現に向けた定量的な目標については、政府目標（地球温暖化対策計画、政府実行計画等）を上回ること

○ 施設のZEB化に当たり、PPAの活用など、コスト削減に積極的に取り組んでいること

○ 積雪寒冷地における太陽光発電の最大効率化など、施設のZEB化に向けた先導的な手法の導入に積極的に取り組んでいること

○ 先導モデル法人（過年度に選定された法人を含む）について、本概算要求とは別途、カーボンニュートラルの実現に向けた先導的な取組の進捗状況をフォローアップする。

4. 施設マネジメント [4点]

a評価
(4点)

b+評価
(3点)

b評価
(2点)

c評価
(1点)

事業計画の適正性

①事業規模等〔a, b, c (3段階評価)〕

②事業費用〔a, b, c (3段階評価)〕

全てa

aとb

全てb

左記以外
(cを有
する)

③多様な財源の確度、事業目的等

〔共創環境強化事業のみ〕 ※ 条件を満たさない場合は評価対象外

〔評価の視点〕

【①事業規模等】

○ 機能性・安全性の観点から、改修等の必要性が高い施設／基幹設備を対象としているか。

○ 改築の場合、取壊し予定の施設が、改修では機能性・安全性の確保が困難な事情を有しているか。

○ 増築等の場合、狭隘化の状況を含め、教育研究活動に対し適正な事業規模か。

【②事業費用】

○ 事業規模当たりの費用が過大でないか。

【③多様な財源の確度、事業目的等】

○ 多様な財源で必要な経費を確保できる見通しがあるか、施設の使用目的が国費を投入する事業として適切か。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

◆「機能強化等への対応」（4.5点満点） 評価の仕組み

- 本項目では、①必要性・緊急性等、②社会等との関係の観点で各3段階の【観点別評価】を行い、これを踏まえて【全体の評価】を行う。
【観点別評価】3段階 優良：a 可：b 不可：c
【全体の評価】4段階 観点別評価が いずれもa：a（4点） aとb：b+（3点） いずれもb：b（2点）
上記以外：c（0点）

施設整備により社会との連携強化や社会課題の解決が期待できる場合に0.5点加算

- 本項目においては、①評価シート、②事業概要（A4のポンチ絵1枚）、③イノベーション・コモンズの全体イメージ（A4のポンチ絵1枚）、④その根拠となる参考資料の資料4点を用いて評価を行う。

注 イノベーション・コモンズ化に資する「外部パブリックスペース」については、各観点における「施設」を「屋外環境」に読み替えること。

一般事業（附属病院以外の事業）

	施設整備の必要性・緊急性
① 必要性・緊急性等	■記載すべき事項： ○ 本事業で整備する施設における活動の概要及び活動主体 ○ 既存施設や借用施設における機能面の課題 ○ 上記の課題を踏まえた、本事業による整備の必要性及び緊急性 ○ 組織全体での保有面積の増を抑制する工夫 ・既存施設や借用施設における機能面の課題と、その課題により活動が実施できない理由を、具体的かつ明確に記載すること。 ・既存施設の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価し、「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価しない。 ■別途添付すべき資料： ○ 事業概要（A4のポンチ絵1枚） 【施設整備の場合】 以下の内容を記載すること。 ・本事業で整備する施設の団地における位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの） ・本事業で整備する施設の平面概略図（改修・増改築の場合は、比較のため整備前・整備後の図をいずれも付すこと） ・整備規模（面積）、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報 【外部パブリックスペース整備の場合】 既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間であることが分かるよう、以下の内容を記載すること。 ・本事業で整備する外部パブリックスペースの団地における位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの） ・本事業で整備する外部パブリックスペースの平面概略図 ・整備規模、整備内容、空間形成の工夫、スペースの有効活用等の情報 ■この項目における評価の観点： ○ 既存施設や借用施設では本事業で整備する施設における活動が実施できず、真に必要であること【新增築：必須項目】 ○ 組織全体での保有面積の増を抑制する工夫があること【新增築：必須項目】 ○ 本事業による整備の緊急性が高いものであること
	持続発展性
	■記載すべき事項： ○ 本事業で整備する施設における活動の中長期的な見通し（期待される成果を含む） ○ 本事業で整備する施設を中長期的に活用するための施設整備上の特徴・工夫（施設のフレキシブルな活用等） ○ 本事業で整備する施設における活動の活性化・高度化や成果の創出を促進するための施設整備上の特徴・工夫 ○ （イノベーション・コモンズを形成する「外部パブリックスペース」の場合）上記に加え、既存施設を含む他施設と有機的に連携した空間形成の特徴・工夫 ・本事業により整備する施設と施設における活動による成果の創出の関係を明示すること。 ・いずれの事項についても具体的に記載すること。 ■この項目における評価の観点： ○ 本事業により整備する施設が中長期的に活用される見通しがあること ○ 本事業により整備する施設により、当該施設における活動の活性化や高度化、成果の創出が期待できること

◆ 補足（留意事項等）

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容を理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認知されている単語や名称を用いて、具体的に記載すること。
- 本票は2枚（両面1枚）以内で作成し、文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

大学のミッション・ビジョン等との関係

■記載すべき事項：

- 大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）と本事業及び本事業で整備する施設における活動との関係
- キャンパス全体のイノベーション・コモンズの方針と本事業との関係
 - ・ 文書の該当部分の引用など明確な根拠を示すこと。

■別途添付すべき資料：

- イノベーション・コモンズの全体イメージ（A4ポンチ絵1枚）
以下の内容を記載すること。
 - ・ 団地全体における、共創活動が行われるエリア等を含む、ゾーニング等の設定
 - ・ 本事業で整備する施設位置（事業前後で位置の変更が生じる場合はそのことが分かるよう図示すること）
- 上記の根拠となる、組織として目指すイノベーション・コモンズを決定した文書や、実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋
 - ・ 既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要はない。
 - ・ 具体的な施設整備計画について記載のある資料を中心に添付すること。
 - ・ 必要と認められる内容であれば枚数は問わないが、必要な部分を抜粋する等可能な限り枚数を削減し、関連箇所に印を付す等読みやすさに配慮すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設における活動が、大学のミッション等の達成に資するものであること
- 本事業が、キャンパス全体のイノベーション・コモンズの実装化に施設面から資するものであること

社会等との関係

■記載すべき事項：

- 本事業及び本事業で整備する施設における活動と、政府の政策等※3や社会（地域、自治体、産業界、他大学、海外の研究機関等）との関係（地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出等）

※3 第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8年3月）。また「国立大学法人等改革基本方針」（令和7年11月）をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月）、今後策定される予定の「日本成長戦略」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

日本成長戦略の検討において示された戦略分野等（17の戦略分野及び分野横断的課題への対応のための8分野、参考資料参照）のうち、本事業（施設の機能強化）による活動の活性化や高度化、成果の創出と関連する戦略分野等があれば明記すること（複数の戦略分野等と関連する場合は、最も関係が深い（成長投資として最も直接的に貢献する等）戦略分野等を記載すること）

その際、当該戦略分野等に係る立地地域や社会全体からの期待・ニーズ、市場規模等のエビデンス（可能な限り定量的なもの）も記載すること。

- 上記の取組を支える施設整備上の特徴・工夫

- ・ 地域、自治体、産業界、海外の研究機関等との接点を記載するにあたっては協力相手先の個別名称や本事業で整備する施設における活動規模（本事業で整備する施設を利用する他機関の職員や海外研究者の人数等）を記載すること。
- ・ 協定等がある場合にはその名称と内容を記載すること。
- ・ いずれの事項についても具体的かつ可能な限り定量的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設における活動により、大学等と社会との連携強化や社会課題の解決が期待できること（特に、日本成長戦略における戦略分野等の活動に貢献するものであること）
- 本事業が、社会との連携強化や社会課題の解決に施設面から資するものであること

他のプロジェクトとの関係

■記載すべき事項：

- 本事業により整備する施設（ハード）及び当該施設における活動（ソフト）に関わる具体的なプロジェクト及び経費の名称、資金額、実施期間

・ 本事業により整備する施設（ハード）及び当該施設における活動（ソフト）に関わる、文部科学省、その他省庁、学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績や、応募している（応募を検討している）プロジェクトについて記載すること。

・ 本事業により整備する施設（ハード）に関わるプロジェクトとしては、本事業による新增築等と一体で施設整備を行うプロジェクトを記載すること。

・ 本事業により整備する施設における活動（ソフト）に関わるプロジェクトとしては、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものも記載すること。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。

・ 当該施設における活動（ソフト）に関わるプロジェクトとしては、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものも記載すること。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。

・ 共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても同様に記載すること。

・ 資金額、実施期間等については見込みも含めて記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 大学等における教育研究の活動である「ソフト」と、その活動の場となる施設等の「ハード」が一体として検討されていること。
- 本事業及び本事業で整備する施設における活動に対し、イノベーション・コモンズとなるようなプロジェクト経費を準備していること。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

◆「機能強化等への対応」（4.5点満点） 評価の仕組み

- 本項目では、①必要性・緊急性等、②社会等との関係の観点で各3段階の【観点別評価】を行い、これを踏まえて【全体の評価】を行う。
【観点別評価】3段階 優良：a 可：b 不可：c
【全体の評価】4段階 観点別評価が いずれもa：a（4点） aとb：b+（3点） いずれもb：b（2点）
上記以外：c（0点）
- 施設整備により社会との連携強化や社会課題の解決が期待できる場合に0.5点加算
- 本項目においては、①評価シート、②事業概要（A4のポンチ絵1枚）、③イノベーション・コモンズの全体イメージ（A4のポンチ絵1枚）、④その根拠となる参考資料の資料4点を用いて評価を行う。

附属病院の事業

施設整備の必要性・緊急性

■記載すべき事項：

- 本事業で整備する施設における診療等の活動の実態
- 既存施設や借用施設における機能面の課題
- 上記の課題を踏まえた、本事業による整備の必要性及び緊急性
 - ・既存施設や借用施設における機能面の課題と、その課題により活動が実施できない理由を、具体的かつ明確に記載すること。
 - ・既存施設の躯体や非構造部材の老朽度合い、危険度合いは「1. 安全安心な教育環境基盤の整備」において評価し、「2. 機能強化等への対応に関する評価」においては評価しない。

■別途添付すべき資料：

- 事業概要（A4のポンチ絵1枚）
【施設整備の場合】
以下の内容を記載すること。
 - ・本事業で整備する施設の団地における位置（ゾーニング等を踏まえた位置づけが示されたもの）
 - ・本事業で整備する施設の平面概略図（改修・増改築の場合は、比較のため整備前・整備後の図をいずれも付すこと）
 - ・整備規模（面積）、整備内容、建築的な工夫、スペースの効率化の工夫等の情報

■この項目における評価の観点：

- 既存施設や借用施設では本事業で整備する施設における活動が実施できず、真に必要であること【新增築・必須項目】
- 本事業による整備の緊急性が高いものであること

持続発展性

■記載すべき事項：

- 本事業で整備する施設における活動の中長期的な見通し（期待される成果を含む）
- 本事業で整備する施設を中長期的に活用するための施設整備上の特徴・工夫（施設のフレキシブルな活用等）
- 本事業で整備する施設における活動の活性化・高度化や成果の創出を促進するための施設整備上の特徴・工夫
- 将来において医療需要等が変化していくことを踏まえた事業規模や施設機能の長期的な見通し
 - ・本事業により整備する施設と施設における活動による成果の創出の関係を明示すること。
 - ・教育研究診療活動については、本事業に関係する事項の状況や期待できる成果等（例：病床数・個室率、入院患者数、外来患者数、手術件数、医師数、研修医数、治療件数の増加見込みなど）を合わせて記載すること。
 - ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業により整備する施設が中長期的に活用される見通しがあること
- 本事業により整備する施設により、当該施設における活動の活性化や高度化、成果の創出が期待されること

① 必要性・緊急性等

◆ 補足（留意事項等）

- 施設整備担当以外の者が読んでも内容を理解できるよう、専門的な用語や言い回しは極力避け、一般的に広く認知されている単語や名称を用いて、具体的に記載すること。
- 本票は2枚（両面1枚）以内で作成し、文字は10ptよりも小さくせず、行間は12ptよりも狭くしないこと。

「Ⅰ 個別評価 2. 機能強化等への対応」に関する評価の視点

大学のミッション・ビジョン等と本事業の関係

■記載すべき事項：

- 大学等のミッション（中期目標・中期計画、将来ビジョン等）や大学病院改革プラン等と、本事業及び本事業で整備する施設における活動との関係
- キャンパス全体のイノベーション・コモンズの方針と本事業との関係

※文書の該当部分の引用など明確な根拠を示すこと。

■別途添付すべき資料：

- イノベーション・コモンズの全体イメージ（A4ポンチ絵1枚）

以下の内容を記載すること。

- ・団地全体における、共創活動が行われるエリア等を含む、ゾーニング等の設定
- ・本事業で整備する施設の位置（事業前後で位置の変更が生じる場合は、そのことが分かるよう図示すること）

- 上記の根拠となる、組織として目指すイノベーション・コモンズを決定した文書や、実現までのロードマップ、キャンパス・マスタープラン等の抜粋

- ・既存の文書等で内容が合致するものがあれば、新規に文書等を策定する必要はない。
- ・具体的な施設整備計画について記載のある資料を中心に添付すること。
- ・必要と認められる内容であれば枚数は問わないが、必要な部分を抜粋する等可能な限り枚数を削減し、関連箇所に印を付す等読みやすさに配慮すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設における活動が、大学のミッション等の達成に資するものであること
- 本事業が、キャンパス全体のイノベーション・コモンズの実装化や大学病院改革プラン等に施設面から資するものであること

社会等との関係

■記載すべき事項：

- 本事業及び本事業で整備する施設における活動と、政府の政策等※4や社会（地域、自治体、産業界、他大学、海外の研究機関等）及び新たな地域医療構想との関係（地方創生や地域防災、産業界とのイノベーション創出等）

※4 第6次国立大学法人等施設整備5か年計画。また「国立大学法人等改革基本方針」（令和7年11月）をはじめとする政府の高等教育政策や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月）をはじめとする科学技術・イノベーション政策に関する動向に留意するとともに、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月）、今後策定される予定の「日本成長戦略」をはじめとした政府全体の政策動向にも留意する。

日本成長戦略の検討において示された戦略分野等（17の戦略分野及び分野横断的課題への対応のための8分野、参考資料参照）のうち、本事業による施設の機能強化が成長投資等につながるものが期待される戦略分野等を明記すること（複数の戦略分野等への貢献が想定される場合は、最も関係が深い戦略分野等を1つ記載すること）

その際、当該戦略分野等に係る立地地域や社会全体からの期待・ニーズ、市場規模等のエビデンス（可能な限り定量的なもの）も記載すること。

「今後の医学教育の在り方に関する検討会第三次とりまとめ（令和7年7月同検討会決定）」、「大学病院改革ガイドライン（令和6年3月文部科学大臣決定）」、「新たな地域医療構想に関するとりまとめ（令和6年12月新たな地域医療構想等に関する検討会決定）」、「特定機能病院のあり方に関するとりまとめ（令和7年9月特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会決定）」、「医療DX」及び各都道府県が策定する「第8次医療計画」の内容等との関係があれば記載すること。

- 今後の新たな感染症や災害等の不測の事態発生時において地域等から求められている当該附属病院の役割と本事業の関係
- 上記の取組を支える施設整備上の特徴・工夫
- ・地域、自治体、産業界、海外の研究機関等との接点を記載するにあたっては協力相手先の個別名称を記載すること。
- ・協定等がある場合にはその名称と内容を記載すること。
- ・いずれの事項についても具体的に記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 本事業及び本事業で整備する施設における活動により、大学等と社会との連携強化や社会課題の解決が期待できること（特に、日本成長戦略における戦略分野等の活動に貢献するものであること）
- 本事業が、社会との連携強化、社会課題の解決及び新たな地域医療構想に施設面から資するものであること

他のプロジェクトとの関係

■記載すべき事項：

- 本事業により整備する施設（ハード）及び当該施設における活動（ソフト）に関わる具体的なプロジェクト及び経費の名称、資金額、実施期間

・本事業により整備する施設（ハード）及び本事業により整備する施設における活動（ソフト）に関わる、文部科学省（大学病院機能強化推進事業等）、その他省庁（厚生労働省の地域医療介護総合確保基金等）、自治体、学内の経費（プロジェクト経費、研究費等）の採択実績や、応募している（応募を検討している）プロジェクトについて記載すること。

・本事業により整備する施設（ハード）に関わるプロジェクトとしては、本事業による新增築等と一体で施設整備を行うプロジェクトを記載すること。

・本事業により整備する施設における活動（ソフト）に関わるプロジェクトとしては、競争的資金の採択により研究費が確保されているプロジェクトに限らず、申請を予定しているものや、支援期間終了後も別の財源により活動の継続を計画しているものも記載すること。なお、前者についてはこれまでの実績を踏まえた採択の見通し、後者については支援期間中の中間評価や事後評価について記載すること。

・共創活動を行う地域、自治体や産業界などのパートナー等からの寄付金や施設利用料等についても同様に記載すること。

・資金額、実施期間等については見込みも含めて記載すること。

■この項目における評価の観点：

- 大学等における教育研究診療の活動であるソフトと、その活動の場となる施設等のハードが一体として検討されていること。
- 本事業及び本事業で整備する施設における活動に対し、イノベーション・コモンズとなるようなプロジェクト経費を準備していること。

「Ⅱ 全体評価」の考え方

1. 多様な財源による整備状況 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 過去3年間に多様な財源^{※5}による施設整備の実績がない場合

※5 本評価における多様な財源とは、文部科学省(文教施設企画・防災部 計画課)及び大学改革支援・学位授与機構が国立大学法人等に対して交付又は貸付を行う施設整備費補助金・施設費交付事業・施設費貸付事業(財政融資資金)を除く財源のことをいう。

注 評価の対象ではないが、過去3年間の多様な財源による施設整備の状況を確認する。(改修事業、基幹・環境整備、屋外環境整備、設備整備)

2. 適正な事業執行 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 補助事業において多大な損失をもたらした場合^{※6}
- ・ 補助事業において会計検査院から不当事項と報告された場合^{※6}
- ・ 補助事業の遂行が困難となり中止又は廃止した場合^{※6}
(附属病院の経営上の理由により再開発事業の遂行が困難になった場合を除く)
- ・ 補助事業において顛末書を提出した場合
(過去3年間に2回提出又は直近1年間の顛末書^{※6}で当該事業が繰越^{※7}の何れかに該当)

3. 施設に係る法令等の遵守 [○, × (2段階評価)]

[評価の視点(×となる事案)]

- ・ 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の実施義務がある施設について、定期報告を過去3年間(令和5年度～令和7年度)^{※8}に実施していない場合
- ・ 消防法第17条の3の3に基づき、消防用設備等について、点検結果の報告を過去3年間(令和5年度～令和7年度)^{※8}に実施していない場合
- ・ 施設に係る入札又は契約において不適切な手続きを行い、適正化について指導等を受けた場合^{※6}
- ・ 上記以外の施設に係る法令等への違反により、学生等の安全に影響を及ぼす、または、及ぼし兼ねない事案が判明した場合^{※6}

※6 原則、昨年の7月から今年の6月末までに判明したもの。

※7 翌債繰越(補正等を除く)、明許繰越(国債最終年度内に完了したものを除く)、事故繰越となったもの。

※8 原則、3年に1度の報告義務があるため。



上記の1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

成長戦略の検討体制

日本成長戦略会議

連携
経済財政諮問会議

17の戦略分野における官民連携での危機管理投資・成長投資の促進

新設 戦略分野分科会 1月～

(分科会長：副長官(衆)、分科会長代理：副長官補(内政)、関係省庁局長級)

- ① AI・半導体
新設 AI・半導体WG
1月～
○人工知能戦略大臣 ○経産大臣
・関係省庁(NSS、警察、金融、デジタル、総務、外務、文科、厚労、農水、国交、環境、防衛)
・有識者9名
- ② 造船
新設 造船WG
1月～
○国交大臣 ○経済安全保障大臣
・関係省庁(NSS、内閣府(科技)、入管、外務、文科、総務、環境、農水、防衛)
・有識者7名
- ③ 量子
新設 量子WG
1月～
○科技政策大臣
・関係省庁(総務(政務)、外務、文科(政務)、経産(政務)、防衛)
・有識者7名
- ④ 合成生物学・バイオ
新設 合成生物学・バイオWG
1月～
○経産大臣
・関係省庁(内閣府(科技、健康医療)、文科、厚労、農水、国交)
・有識者12名
- ⑤ 航空・宇宙
新設 航空・宇宙WG
1月～
○経済安全保障大臣
・関係省庁(内閣府(宇宙)、総務、文科、経産、国交、防衛)
・有識者10名
- ⑥ デジタル・サイバーセキュリティ
新設 デジタル・サイバーセキュリティWG
1月～
○経産大臣 ○デジタル大臣
・関係省庁(総務、文科、厚労)
・有識者11名
- ⑦ コンテンツ
新設 コンテンツ産業官民協議会
1月～
○CI戦略大臣
・関係省庁(公取(審議官級)、総務、外務、文科、経産)
・有識者15名
- ⑧ フードテック
新設 フードテックWG
12月～
○農水大臣
・関係省庁(経産)
・有識者7名
- ⑨ 資源・エネルギー安全保障・GX
GX実現に向けた専門家WG
1月～
○経産大臣(出席)
・関係省庁(外務、財務、経産、農水)
・有識者7名

○：責任大臣 ※時期は目途。今後、変更の可能性あり。

- ⑩ 防災・国土強靱化
国土強靱化推進会議
2月～
○国土強靱化大臣(出席)
防災大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(防災)、総務、厚労、エネ、国交)
・有識者19名
- ⑪ 創薬・先端医療
新設 創薬・先端医療WG
1月～
○科技政策大臣 ○デジタル大臣
・関係省庁(文科、厚労、経産、いずみ(政務))
・有識者10名
- ⑫ フェージョンエネルギー
新設 フェージョンエネルギーWG
1月～
○科技政策大臣
・関係省庁(文科、経産、規制(部局長級))
・有識者7名
- ⑬ マテリアル(重要鉱物・部素材)
産業構造審議会 製造産業分科会
2月～
○経産大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(科技)、外務、文科、環境)
・有識者15名
- ⑭ 港湾ロジスティクス
新設 港湾ロジスティクスWG
1月～
○国交大臣
・関係省庁(サイバー統括室、財務、経産)
・有識者9名
- ⑮ 防衛産業
新設 防衛産業WG
1月～
○経産大臣 ○防衛大臣
・関係省庁(NSS(審議官級))
・有識者18名
- ⑯ 情報通信
新設 情報通信成長戦略官民協議会
1月～
○総務大臣
・関係省庁(経産、防衛)
・有識者12名
- ⑰ 海洋
新設 海洋WG
1月～
○海洋政策大臣
・関係省庁(NSS、内閣府(科技、宇宙)、外務、文科、水産、経産、国交、海保、環境、防衛)
・有識者10名

分野横断的課題への対応

- ①【新技術立国・競争力強化】産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会等
1月～
○経産大臣
・関係省庁(内閣府(科技)、文科)
・有識者13名
- ②【人材育成】新設 人材育成分科会
1月～
○文科大臣
・関係省庁(内閣府(科技)、総務、厚労、経産)
・有識者4名+テーマごとに2名
- ③【スタートアップ】新設 スタートアップ政策推進分科会
1月～
○スタートアップ大臣、内閣府副大臣、内閣府政務官(スタートアップ・金融)、経産副大臣
・関係省庁(内閣官房(GSC室)、内閣府(科技、規制)、金融、デジタル、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛)
・有識者10名
- ④【金融】新設 新戦略策定のための資産運用立国推進分科会
1月～
○金融大臣、副長官(衆)
・関係省庁(金融、総務、財務、文科、厚労、経産)
・有識者10名
- ⑤【労働市場改革】新設 労働市場改革分科会
1月～
○厚労大臣
・関係省庁(内閣官房(成長戦略)、内閣府(規制)、経産省、国交省、文科省)
・有識者11名
- ⑥【家事等の負担軽減】新設 家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に関する関係府省連絡会議
1月～
○日本成長戦略大臣
副長官補(内政)、関係省庁(内閣官房(成長戦略)、こ家、厚労、経産)
こ家家庭審議会子ども、子育て支援分科会、労働政策審議会人材開発分科会、労働政策審議会雇用環境・均等分科会等でも議論
- ⑦【賃上げ環境整備】政労使の意見交換
再編 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するWG
11月～
○賃上げ環境整備大臣
(副長官(参)ヘッド、内閣府副長官補(内政)、内閣官房(補室(審議官級)、成長戦略、地域未来)、警察、金融、総務、財務、国税、文科、厚労、農水、経産、中企、国交、環境)
中小企業政策審議会、労働政策審議会でも議論
- ⑧【サイバーセキュリティ】サイバーセキュリティ推進専門家会議
2月～
○サイバー安全保障大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(サイバー)、警察、総務、文科、経産、防衛)
・有識者18名

※対応者の記載がないものは原則局長級